

学校法人東京工芸大学における物品購入等契約に係る 取引停止等の取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校法人東京工芸大学(以下「本法人」という。)における建築工事を除く物品の購入、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じたときの取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときには、情状に応じ別表各号及び要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の二以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれの取引停止期間の短期及び長期とする。

2 理事長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があり、別表各号による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

3 理事長は、業者について、悪質な事由により重大な結果を生じさせたため別表各号による長期を超える取引停止の期間を定める必要があると認めるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

4 理事長は、業者について、極めて悪質な事由により極めて重大な結果を生じさせたため別表各号による長期を超える取引停止の期間を定める必要があると認めるときは、取引停止の期間を今後無期限停止とすることができる。

5 理事長は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

6 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ納品を受けることができない等の特別な事情があると認めるときは、当該事案に限り、取引の相手となることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 理事長は、取引停止をされた業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼しているとき、並びにこれらに基づき入札書又は見積書が提出され開札に至っていないときは、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第4条第5項による取消し解除及び第5条の規定による指名の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく文書によりその旨を通知するとともに学内に公示するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第7条 理事長は、取引停止を行わないときにおいて、必要があると認めるときは、当該業者に対し書面で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、学長と協議のうえ理事長が行う。

附 則

この要項は、平成19年11月1日から実施する。